

提出先は、米原市商工会（本所・東部支所）ですので、御承知おきください。

感染症対策として、新たなビジネスモデルの実践への補助金

けいえいはってんたいさくほじょきん 米原市小規模事業者経営発展対策補助金

米原市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい経営状況にある小規模事業者への緊急支援として、既存の経営を発展させ新たなビジネスモデルを実践する取組への補助金を交付します。

1 対象となる方の主な要件

次の全てを満たす事業者が対象となります。

- (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者
- (2) 雇用保険に加入する従業員の人数が0人から20人までの事業所
- (3) 令和元年度分までの市税等を滞納していないこと
- (4) 同一の事業内容で、国、県または市の同種の補助金を受けていないこと

2 補助対象事業

市内の事務所または事業所において既存の経営を発展させ、新たなビジネスモデルを実践する取組

補助対象経費 機械装置費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費、外注費

取組事例

- ・インターネット販売やオンラインビジネスモデルの構築
- ・宅配サービス設備やテイクアウト設備の導入
- ・「密」のない店舗レイアウトへの改装
- ・テレワークに対応するためのIT機器導入
- ・物理的距離の確保と生産性を両立させる先端設備導入

※事業計画を作成する際に、米原市商工会の助言・指導を受けてください。
※米原市から発送する「補助金等交付決定通知書」の受領後に補助対象経費の支出をしてください。ただし、令和2年2月1日から同年8月2日までの経費は、遡って対象経費と認めます。
※令和3年2月28日までに取組に要した費用の支払いを完了した経費に限ります。

3 補助金額

上限30万円（補助率3／4） ※補助金の交付は、同一の事業者に対して一度に限ります。

4 提出書類

- 経営発展対策補助金交付申請書
【申請書の入手方法】
 - ・市公式ウェブサイトから様式を印刷してください。
 - ・市役所各窓口、市商工会にも設置しています。
- 経営発展対策補助金事業計画書
- 補助対象経費の内訳がわかる書類（見積書等）
- 事業所所在地や事業内容等を記載した書類（確定申告書等の写し）
- 米原市商工会が発行する確認書

5 申請方法 ※申請締切：令和2年12月25日

- 申請書に必要事項を記入し、米原市商工会（本所または東部支所）に持参してください。
（8/12（水）～8/14（金）は閉所期間です）
- 所在地
本所 : 米原市下多良3丁目1番地1
東部支所 : 米原市長岡1205番地3
 - 商工会の確認のポイント
 - (1) 感染症の対策となっているか
 - (2) 収益性の向上につながる内容か
 - (3) 実現可能性はあるか

お問合せ先 米原市商工観光課（伊吹庁舎） TEL：0749-58-2227 E-mail：m-syokan@city.maibara.lg.jp

米原市商工会（本所） TEL：0749-52-0632 / （東部支所） TEL：0749-55-2688